

南伊勢町告示第51号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第242条第4項の規定により告示する。

平成21年10月19日

南伊勢町代表監査委員 岡井 永光

南伊勢町監査委員 中山 盛

記

別紙

南 監 第 3 3 号
平成21年10月19日

南伊勢町宿浦614番地
奥村 勉 様

南伊勢町代表監査委員 岡井 永光
南伊勢町監査委員 中山 盛

住民監査請求について（通知）

平成21年9月1日付で提出された住民監査請求について、地方自治法242条第4項に基づき監査した結果は次のとおりです。

1. 請求の要旨

請求書及び陳述の内容により、請求の要旨を次のように判断した。

南伊勢町は、「南伊勢町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」（以下「委員等報酬条例」という。）第2条の規定に基づき、南伊勢町内各38区の区長に対して年額10万円を地区連絡員報酬として支出した。

しかし、各区長を南伊勢町非常勤職員（地区連絡員）に任用するとの決定、任用に関する規定、また雇用契約もない。さらに、労働実態もないことから、報酬金を支払うべき理由はない。

よって、南伊勢町長稲葉輝喜に対し、違法に支出した損害金380万円の補填をするよう求める勧告を出すよう監査委員に求める監査請求を行った。

2. 請求人の陳述等

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年10月5日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の補足を行った。そこで、「旧町あるいは、合併当初から担当課に対し是正を求めてきたが、改善しないとのことであったため本件請求を行った。」と陳述した。

3. 監査対象事項

次のことを対象として監査を行った。

任用・雇用契約又は、地区連絡員としての労働実態がない各区長を地区連絡員とし地区連絡員報酬年額10万円を支出したことが違法・不当な財務会計上の行為に該当するか。

4. 事実関係の確認

対象部局を調査し、事務担当者から当該事項について聴取を行った。

(1) 地区連絡員報酬について

「委員等報酬条例」第2条及び別表1記載に基づき、総務課により平成21年6月16日起票され、決裁供覧手続後、各区長38名に対し各10万円が平成21年6月29日支出された。

委嘱・任命については行っていない。規定等は定められていない。

(2) 地区連絡員の活動状況について

- ・年2回の区長会への出席
- ・各課業務の各地区及び区民への様々な協力・対応など
- ・地区担当連絡員との各区の要望・将来像についての協議連絡など
- ・町と地域住民との連絡調整

5. 監査委員の判断

(1) 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、当該地区連絡員報酬の支出に関して一部に不適切な事務処理があったものの、当該支出負担行為による支出が違法又は不当な公金の支出に当るとは認められない。

したがって、請求には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

(2) 結論に至った理由

地方自治法第203条の2第4項によると、「報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」とされており、南伊勢町は、「委員等報酬条例」第2条及び別表第1記載の規定に基づき年額10万円の、当該支出負担行為を行っている。各地区区長を特別職の地方公務員とすることには、疑義のあるところであるが、このことをもって違法であるとは言えないと考えられ

る。ただ、各地区区長を地区連絡員とするとの規定も「委員等報酬条例」にはなく、地区連絡員の委嘱も行っていないことから、支給された報酬は法律上の原因のない利益と考えられ、当該委員は、不当利得を受けたことになり、町は当該委員に対して不当利得請求権を有すると考えられます。

一方、地区連絡員の活動状況は先に記載したとおりであり、町事業、行事等への協力、各種委員の推薦など多種多様であり、町行政の運営に協力するとともに、地域住民の福祉増進等を目的とした各区と行政との調整機関としての役割を担うものであり、町行政にも有効に機能していると考えられ公共的、公益的性格を有するものであると認められる。したがって、町も当該委員の活動により利益を得ていると考えられ、原因なく利益、すなわち、不当利得を受けたと考えられます。よって、当該委員は町に対して不当利得返還請求権を有すると考えられます。

昭和41年5月20日付け自治行第65号による行政実例によれば、「勤務により受けた地方公共団体の利益と、地方公共団体が支給した報酬等の利益との間に差があると認められる場合には、その限度において、不当利得返還請求権を有することになる。しかし、一般的には、その勤務と給付は均衡しているとみられるのが通常であり、その場合は、不当利得返還請求権も生じないことになる。」としています。

このことから、町と地区連絡員それぞれに不当利得が発生しており、相互に不当利得請求権を持つと考えます。よって、前記行政実例と同様に解して、その勤務と給付は均衡しているものと考えられ、双方に不当利得請求権は生じないと判断します。

前記請求権の均衡及び当該委員活動の公益的性格により町に対し有形・無形の利益をもたらしていることは、疑いのない事実であり、当該支出負担行為が不当な公金の支出であるとは認められない。

また、年額10万円の当該委員への報酬額が先に記載した活動内容や町の受ける利益を総合的に勘案すると、当該支出が不当に高いとも認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

6. 意見

監査委員の判断は以上のとおりであるが、当該地区連絡員報酬の支払い手続きにおいて、委嘱を行っていないことや条例上9月及び3月の2回に分け支払うべき当該地区連絡員報酬を6月に全額を支

払うなど一部に不適切な事務処理があったことが認められる。

また、当該支出科目である、「報酬」は非常勤職員に対する給与的色彩が濃厚であり、当該支出においては、町政への協力に対する謝礼的な意味合いが強く、「報償費」による支出が妥当であると考えられる。

次に、請求人は陳述において、担当課に対して合併当初から是正を求めていたと述べている。請求人から是正の指摘があった時点で十分検討し改善すべきであったと言える。

公益上の必要性は十分に足りているとは考えられるものの、今後は、本件請求を真摯に受け止め、指摘事項を勘案し当該支出のあり方に対し、町行政は何らかの方針を打ち出すよう強く要望する。

南 監 第 2 8 号
平成 2 1 年 9 月 1 4 日

南伊勢町宿浦 6 1 4
奥村 勉 様

南伊勢町監査委員会
代表監査委員 岡 井 永 光

個別外部監査契約に基づく監査について（回答）

平成 2 1 年 9 月 2 日に提出されました標記措置請求について回答します。

平成 2 1 年 4 月 1 7 日、同年 6 月 4 日に提出した住民監査請求を「たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても、町に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない。」との理由により却下したことが、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項規定に照らし違法であるとの主張ですが、同項には「当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」とあり、上記監査結果は、損害を補填するために必要な措置を講ずべき請求でない、または、損害をもたらしたと認められないと判断したものであり、違法とはいえないと考えます。

また、「違法監査を重ねるこの者らに監査委員としての資格はない。」との主張ですが、上記理由により標記措置請求を求める相当な理由にあたらなく考えます。よって、本措置請求は相当であると認められないので通知します。

なお、住民監査請求については、地方自治法第 2 5 2 条の 4 3 第 9 項の規定により、同法第 2 4 2 条 1 項による監査を行います。